

平成12年3月31日

維持管理マニュアル

北海道ケミカル株式会社

目 次

1. 廃棄物受入から処分までのフローチャート
2. 施設の維持管理マニュアル
3. 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度について
4. 災害対策マニュアル
5. 埋立終了から廃止までの維持管理方法

1 - 1 展開検査の精度の向上

受付時のチェック及び展開場でのチェックを厳密に行なえる様年に2回（4月、10月）検査員の研修を行なう。

展開検査により選別が行なわれ、安定型最終処分場に埋立てされる産業廃棄物の熱しゃく減量の測定を年2回（4月、10月）定期的に行なう。

なお、熱しゃく減量のサンプリングや測定方法については、別途定める

2. 施設の維持管理マニュアル

I 維持管理者・記録者及び記録書類について

- ① 維持管理者を決める
- ② 記録者を決める
- ③ 記録用紙を作成する (添付)

II 埋立た廃棄物を記録する

- ① 埋立年月日
- ② 廃棄物の種類、数量

III 処分場の施設

1. 内側法面

点検頻度 毎週木曜日 9:00に点検する

確認事項

- ① くずれていないか確認する
くずれているか、くずれるおそれがある場合 技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

2. 外側法面

点検頻度 毎週木曜日 9:00に点検する

確認事項

- ① くずれていないか確認する
くずれているか、くずれるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

3. 囲い堀

点検頻度 毎週木曜日 9:00に点検する

確認事項

- ① 壊れていないか確認する
壊れているか、壊れるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

4. 門扉

点検頻度 毎週木曜日 9:00 に点検する

確認事項

- ① 壊れていないか確認する
壊れているか、壊れるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

5. 素掘り側溝

点検頻度 毎週木曜日 9:00 に点検する

確認事項

- ① 壊れていないか確認する
壊れているか、壊れるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

6. 浸透水採取施設 1 箇所

点検頻度 月 1 回 第 1 木曜日 9:00 に点検する

確認事項

- ① 壊れていないか確認する
壊れているか、壊れるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する 及び、講じた措置・点検年月日を記録する

7. 地下水採取施設 2 箇所

点検頻度 月 1 回 第 1 木曜日 9:00 に点検する

確認事項

- ① 壊れていないか確認する
壊れているか、壊れるおそれがある場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補修する 及び、講じた措置・点検年月日を記録する

8. 消火器

点検頻度 毎週木曜日 9:00に点検する

確認事項

- ① 消失及び外見上壊れていないか確認する消失及び外見上壊れていた場合技術管理者に連絡する また原因を調査し、早急に補填する及び、講じた措置・点検年月日を記録する

9. 浸透水及び地下水の測定について

1. 測定頻度

浸透水

BODについて月1回（第1木曜日）行い、数値に異常が見られたときは再度行って数値を比較して原因の推定を行い、原因を除去する。又、異常のないことを確認するまで廃棄物の受け入れを中止する

地下水等検査項目について年1回（6月の第1木曜日）行い、数値に異常が見られたときは再度行って数値を比較して原因の推定を行い、原因を除去する。又、異常のないことを確認するまで、廃棄物の受け入れを中止する

地下水

地下水等検査項目について年1回（6月の第1木曜日）行い、数値に異常が見られたときは再度行って数値を比較して原因の推定を行い、原因を除去する。又、異常のないことを確認するまで、廃棄物の受け入れを中止する

2. 検査項目及び基準値

浸透水 BOD 20mg/l以下

地下水 別添資料

3. 記録内容

- ① 採取した場所
- ② 採取した年月日
- ③ 測定結果の得られた年月日
- ④ 測定結果

4. 測定結果の提出先

石狩支庁地域政策部環境生活課	1部
千歳市 (環境保全協定書による)	1部
千歳市中央連合会 (環境保全協定書による)	1部

5. 測定結果の提出日

石狩支庁地域政策部環境生活課
測定結果に異常が認められない時は3ヶ月分を
まとめて直近の測定結果の判明した翌月の月末
までに報告する、なお異常が認められた時はた
だちに報告をする

千歳市
測定結果の判明した翌月の10日までに報告す
る、なお異常が認められた時はただちに報告を
する

千歳市中央連合会
測定結果の判明した翌月の10日までに報告す
る、なお異常が認められた時はただちに報告を
する

3. 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度について

1. 趣 旨

最終処分場や焼却施設については、放流水や排ガスにより地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、施設の維持管理の透明性を確保し、その信頼性の向上を図るため、維持管理の状況を記録し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じてこれを閲覧させることとされた。

2. 対象施設

最終処分場及び焼却施設

3. 記録・閲覧の方法

① 記録を取りこれを備え置くまでの期間

測定結果の得られた日又は点検を行った日を含む月の翌月末

② 閲覧期限

備え置いた日から3年間

4. 記録する項目

別添資料

5. 閲覧時の対応方法

千歳市及び市民から閲覧の求めがあった時は、すみやかに技術管理者に報告すること。

技術管理者は閲覧者の住所・氏名を確認し、記録書類の保管場所より、求められた書類を提出し閲覧させること。

技術管理者は閲覧者からの質問にはできるかぎり応答すること。

4. 災害対策マニュアル

1. 火災
場内は火気厳禁とし、もし、発生した場合は直に消火作業を行うと共に消防署及び関係機関に連絡する。管理者は火災の原因状況を把握し初期消火につとめると共に廃棄物の搬入を中止し、危険のなくなるまで消火作業に従事している従業員以外の関係者を避難させる
2. 大雨
気象情報に注意し、大雨注意報や警報が出された時は、処分場の内外の状況を点検して異常の有無を確認し、廃棄物の流失や堰堤崩壊の危険がある時は、移動式ポンプを作動させて、関係機関に連絡すると共に緊急的に場内の水を排水する。又、廃棄物の搬入を中止し、危険のなくなるまで災害作業に従事している従業員以外の関係者を避難させる
3. 大風
気象情報に注意し、注意報や警報が出された時は、処分場の内外の状況を点検して異常の有無を確認し、廃棄物が飛散する危険がある時は覆土をして転圧する。又、廃棄物の搬入を中止し、危険のなくなるまで災害作業に従事している従業員以外の関係者を避難させる
4. 地震
気象情報に注意し、注意報や警報が出された時は、処分場の内外の状況を点検して異常の有無を確認し、廃棄物の流失や堰堤崩壊の危険がある時は、土嚢を積むなどの応急処置をし、関係機関に連絡すると共に廃棄物の搬入を中止し、危険のなくなるまで災害作業に従事している従業員以外の関係者を避難させる
5. 衛生害虫
異常発生した場合、その原因を追究し確認した後、除去等の処置をする
6. ガス
まず覆土をしてガスの吹き出しを押さえ、その原因を追究し確認した後、除去等の処置をする。又、関係機関に連絡すると共に廃棄物の搬入を中止し、危険のなくなるまで災害作業に従事している従業員以外の関係者を避難させる
7. その他
災害が発生した場合、管理者は直ちに千歳市消防署、千歳警察署に通報すると共に技術管理者に報告し、速やかに石狩支庁、千歳市役所に報告すること。報告先は次ページ参照のこと

報告先

千歳市消防署

住所 千歳市東雲町4丁目1-7

電話 0123-23-3062

千歳警察署

住所 千歳市東雲町5丁目-61

電話 0123-42-0110

北海道石狩支庁 地域政策部 環境生活課

住所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

電話 011-231-4111

千歳市 市民環境部 環境課

住所 千歳市東雲町2丁目34

電話 0123-24-3131

5. 埋立終了から廃止までの維持管理方法

1. 施設の点検管理については、管理者を決め毎日維持管理マニュアル通りの管理をする。

2. 水質検査

浸透水

地下水等検査項目について年1回行ない数値に異常が見られた時は再度行なって数値を比較して原因の推定を行ない、原因を除去する。

BODについて3月に1回行ない、数値に異常が見られた時は再度行なって数値を比較して原因の推定を行ない、原因を除去する。

地下水

地下水等検査項目について年1回行ない数値に異常が見られた時は再度行なって数値を比較して原因の推定を行ない、原因を除去する。

3. 検査項目及び基準値

浸透水

BOD 20mg/l以下

地下水

別添資料

廃棄物処理施設の維持管理状況の記録項目

1. 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日
2. 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日
3. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日
4. ねずみが生息し、及び蚊、蠅その他害虫が発生しないよう、衛生管理及び環境整備に努め、その他必要な措置を講じること。
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日
5. 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止することができるようにしておくこと。
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日
6. 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること
 - * 点検年月日
 - * 講じた措置及び年月日

7. 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回測定しかつ、記録すること。

* 検査年月日

* 検査項目については別添資料参照

8. 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。

※ 水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。

* 検査年月日

* 講じた措置及び年月日

9. 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

* 産業廃棄物の種類及び数量は毎日記載する

10. 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。

* 展開検査を毎日すべての産業廃棄物搬入車両について行い、異常のあったものについてはその内容を展開検査記録票に記録するほか、各月ごとの実施回数も展開検査記録台帳に記録する

* 展開検査をビデオ撮影し、これを1ヵ月間保存する

- 1 1. 採取設備により採取された浸透水について、地下水等検査項目を1年に1回、BODを1月に1回（埋め立て処分が終了した埋立地においては、3月に1回）水質検査を行い、かつ、記録すること。

* 検査年月日

* 検査項目については別添資料参照

- 1 2. 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋め立て処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

1. 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないとき。

2. BODの水質検査の結果が20mg/lを超えているとき。

* 検査年月日

* 講じた措置及び年月日

- 1 3. 埋め立て処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆により開口部を閉鎖すること。

* 点検年月日

* 講じた措置及び年月日

- 1 4. 13により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

* 点検年月日

* 講じた措置及び年月日

1 地下水等検査項目及び基準値

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	テトラチルチラミド (チウラム)	0.006mg/ℓ以下
ポリクロロヘキテッドビフェニル (PCB)	検出されないこと。	2,4,6-トリニトロベンゼン (シマジン)	0.003mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	8-イソクロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバート (チオベンカルブ)	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		

2 共同命令に基づく排水基準

検査項目	許容限度	検査項目	許容限度
水素イオン濃度	(海域) 5.0~9.0 (海域以外) 5.8~8.6	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	60 mg/ℓ	六価クロム及びその化合物	0.5 mg/ℓ以下
化学的酸素要求量 (COD)	90 mg/ℓ	砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
浮遊物質 (SS)	60 mg/ℓ	シアン化合物	1 mg/ℓ以下
ノルマルヘキササン抽出物質含有量		PCB	0.003 mg/ℓ以下
鉱油類	5 mg/ℓ	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/ℓ以下
動植物油脂類	30 mg/ℓ	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ以下
フェノール類含有量	5 mg/ℓ	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
銅含有量	3 mg/ℓ	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下
亜鉛含有量	5 mg/ℓ	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ以下
クロム含有量	2 mg/ℓ	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下
フッ素含有量	15 mg/ℓ	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60)	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
燐含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8)	チウラム	0.06 mg/ℓ以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	シマジン	0.03 mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
		セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下

- BOD についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、COD についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- 窒素含有量及び燐含有量については、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。
- 「検出されないこと。」とは、環境庁長官が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。